

本Q&Aは、問い合わせが多い質問について回答を紹介しているものです。
 今後、これ以外の質問につきましても問い合わせが多いものは、随時紹介して参りたいと考えておりますので、当ホームページを確認して下さい。

Ver.1.0

20.12.19

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 平成21年度の応募に係る主なQ & A

(府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について)

Q 1 応募に当たって、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) には、共同機関も全て機関登録を行う必要がありますか。また農林漁業者も登録が必要ですか。農林漁業者の場合は所属研究機関が存在しませんが、その場合、所属研究機関コードはどうすればいいのですか。

A 1. 21年度の募集から、e-Rad での応募が必須となりました。したがって、応募を行うおとする共同研究グループは事前に所属研究機関コードと研究者番号の取得を必ず行って下さい。

所属研究機関コードと研究者番号を取得しなければならない、機関及び研究者は以下のとおりです。

農林漁業者のように研究機関に所属しない者についても e-Rad 上、研究者という扱いとなり、共同機関として研究費の交付を受ける場合には、研究者番号を取得していただく必要があります。e-Rad システムでは、このような研究機関に所属していない研究者は個人として登録(個人の場合の所属研究機関コードは「9999999999」となります。) できることとなっており、農林漁業者個人が本事業に参画する場合は、個人登録を行い必ず研究者番号を取得して下さい。

所属研究機関コード	研究者番号
◎中核機関(研究管理運営機関)	◎研究総括者、分担者A、分担者B、……………
◎共同機関 1	◎分担者C(筆頭研究者)、分担者D、分担者E、……
◎共同機関 2	◎分担者F(筆頭研究者)、分担者G、分担者H、……
◎共同機関 3	◎分担者I(筆頭研究者)、分担者J、分担者K、……
「9999999999 (機関コード)」	◎ <u>分担者L</u> (筆頭研究者：(機関に所属しない) 農林漁業者等の個人)

◎を付した機関及び研究者が取得 (必須) 対象

(参考) 所属研究機関及び研究者の申請・登録

e-Rad システムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセス

- ① 所属研究機関の申請・登録の場合は、所属研究機関向けページからアクセスして「様式12 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 研究者情報登録/変更申請書 (所属研究機関用) (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出
- ② 研究者 (研究機関に所属しない個人) の申請・登録の場合は、研究者向けページからアクセスして「様式3 研究者番号登録依頼書」(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/download/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出。なお、登録手続きに2週間程度の日数を要しますので、余裕を持って申請・登録を行って下さい。

Q 2 都道府県所属の研究機関 (例えば〇〇県△△研究センター。以下「公設試」という。) が既に所属研究機関コードを取得している場合であっても、都道府県庁が中核機関となる場合には、応募に当たって、別途 e-Rad システムの所属研究機関コードを取得する必要がありますか。

A 2.

- (1) 以下の場合、都道府県庁が中核機関として応募するに当たって、あらためて機関コードを取得する必要はありません。
 - ① 研究総括者の応募内容について機関承認を行う権限 (以下「機関承認権限」という。) が研究総括者が所属する公設試に委任されている場合
 - ② 機関承認権限が都道府県庁にある場合であって、公設試が機関登録に当たって都道府県庁内部局の職員を事務代表者・事務担当者として登録している場合 (機関登録に当たって公設試に所属する職員を事務代表者・事務担当者としている場合には、その変更が必要となります。)
- (2) 上記以外の場合にあつては、都道府県庁が機関コードを取得して応募する必要があります。この場合、公設試が既に機関登録している場合であっても、都道府県庁が、これとは別に機関登録することが可能となっています (なお、国からの契約の相手方については、契約時に再度確認したいと考えています。)

Q 3 e-Rad システムでの申請では、研究総括者が応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードすれば応募が完了するのですか。

A 3. e-Rad システムでは、研究総括者がシステムに応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードしたあと、所属研究機関の「応募承認」がなければ提出が完了したこととなりません。当方でも応募情報を受理 (ダウンロード) することができます。

せんのでご注意ください。(機関承認は e-Rad で事務代表者が「承認」の操作をすることによりなされます。詳細は、e-Rad ポータルサイトの所属研究機関用マニュアル (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) をお読みください。)

※ 中核機関の事務代表者が「承認」を行わない限り応募が完了しませんので、研究総括者は入力終了した旨を必ず事務代表者にお伝え下さい。

(中核機関・共同機関等について)

Q 4. 研究のコーディネートを行っている都道府県の産業振興センター等が中核機関となり、大学、民間、公設試、独法等の研究者を研究総括者として配置し、本事業へ応募することは可能ですか。

A 4. 公募要領に記載されているとおり、中核機関の要件としては、「研究を実施できる能力・体制を有していること」となっており、中核機関は自ら研究を行う機関であることが必要です。また、研究総括者の要件としては、「原則として中核機関に常勤的に所属していること」となっており、自らの機関に所属する研究者を研究総括者として配置する必要があります。これらの要件を満たさない場合には、中核機関として応募することはできません。

ただし、公募要領に記載されているとおり、事前に予算措置を要する等の地方公共団体の特殊性を考慮し、都道府県の公設試に所属する研究者が研究総括者として応募する際に、公設試が中核機関となるのが困難と認められる場合に限定して、研究を実施しない機関も含め、研究総括者が所属する機関とは別の機関(「研究管理運営機関」)が中核機関となることとしました。

なお、この措置は、都道府県の公設試が中核機関として応募する場合の特例措置であり、大学、民間、独法等が中核機関として応募する場合は認められません。この措置を希望する場合は、応募書類の様式 4 (研究管理運営機関を活用する理由書)を作成して、応募時に提出して下さい。

Q 5. 産業振興センター等が中核機関から研究支援等の委託を受けて行うことは可能ですか。

A 5. 公募要領に記載されている中核機関の活動の他の機関への一部委託は、共同研究者や共同研究グループ内の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適用確認及びその結果の研究者へのフィードバックなどのいわゆるコーディネート業務を想定しており、これらの業務であれば、中核機関から委託を受けて行うことが可能です。

なお、中核機関が当該業務を委託するに当たっては、農林水産省との委託契約締結後に、基本的に競争により委託先を選定することを想定しています。

Q 6. 中核機関の活動の一部を他の機関に委託できるとなっていますが、委託できる機関としては共同機関も入りますか。

A 6. 基本的には、共同機関とは別のコーディネート機関を想定していますが、研究分担者として参画している共同機関も対象になりうると考えています。

なお、一部委託に係る業務としては、研究推進のための中核機関としての役割のうち、共同研究者や共同研究グループ内の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適応確認及びその結果の研究者へのフィードバックなどいわゆるコーディネート業務を想定しています。

Q 7. 地方公共団体においては、予め当初予算で予算措置がなされていなければ、中核機関又は共同機関になることはできないのですか。

A 7. 課題が採択された場合に、中核機関においては、農林水産省及び共同機関と、また共同機関においては中核機関と各々早期に委託契約を締結する観点から、年度当初に必要な予算措置がなされていることが基本と考えていますが、それが難しい地方公共団体にあっては、早期契約締結に支障がないよう必要な措置を行っていただきたいと考えています。

Q 8. 「1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で分担する体制として下さい。」とありますが、複数の機関で担当することはできないのですか。

A 8. 参画機関については、研究を効果的・効率的に実施するために、課題の構成に基づいて役割分担を明確にすることが重要であり、この点については研究計画の効率性の観点から審査の視点のひとつとなることから、1小課題は、原則として1機関で分担する体制とし、参画機関は過度に多くならないこと（名目的に名前を連ねることは避けて下さい。）が望ましいところです。

（研究領域について）

Q 9. 「領域設定型研究」の〈課題例〉以外のものは応募対象にならないのですか。また、〈課題例〉に示されたものは課題採択の審査に当たって考慮されるのですか。

A 9. 「領域設定型研究」については、当該領域で対象とする技術開発内容(コンセプト)を公募要領の本文中に示しています。〈課題例〉については、技術開発内容が応募者に具体的にイメージできるようにあくまでも例として示しているものであり、コ

ンセプトに合致するものであれば、〈課題例〉以外のものでも当該領域の応募対象になります。

ただし、「食品の安全確保及び家畜の防疫対策の推進」の研究領域については、研究成果を、直接、行政施策の企画・立案に反映させることを目的としたレギュラトリーサイエンスが中心であるため、他の研究領域の場合と異なり、原則として、当該研究領域で示された〈課題例〉に該当する研究課題のみが募集の対象となりますので注意して下さい。

Q 1 0. 公募要領の3の(2)の各研究区分の説明の箇所、「研究領域設定型研究」及び「現場提案型研究」の波及効果の広がりについて、それぞれ「原則として」としている理由は何ですか。

A 1 0. 今回の公募では、研究領域設定型研究と現場提案型研究の仕分けを、より明確にすることとして、波及効果の広がり度合いについて、ブロックを単位とした仕分けを行ったところです。これは、募集対象を安易に県数で区切った場合、現場提案型研究の趣旨である現場密着型の課題を圧迫することになりかねないからです。

ただし、北海道ブロック及び東海ブロックについては、ブロックの対象範囲の特殊性を考慮し、波及効果が1ブロックレベルのものは、研究領域設定型研究及び現場提案型研究のいずれにも応募が可能となるように「原則として」と冒頭に記述し、一部例外を認めることとしていることからです。

Q 1 1. 現場提案型研究では、公設試、地方大学等を中核とした参画を促すとの観点から、「行政的観点の審査に当たって、提案課題の内容と中核機関の属性との整合性に配慮して審査を行います。」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

A 1 1. 行政的観点の審査において研究内容により判断することとしており、具体的には、提案課題の内容が数県レベルで実施すべき内容の課題であると判断される場合に、公設試や地方大学等の地域機関が中核機関となって提案された課題を優先する等の運用を行うことで考えています。

(新規採択予定について)

Q 1 2. 公募要領に平成21年度の新規採択予定が記載されていますが、実際の採択数を示したものはありますか。

A 1 2. 新規採択予定については、公募を行うにあたって一定の目安を示したものであり、必ずしも記載した課題数が採択されるものではありません。公募要領にも記載していますが、実際の採択数については、全体予算額の水準、応募課題数や応募課

題の単価によって変動することがあります。

(研究費の規模について)

Q 1 3. 研究領域設定型研究では3千5百万円、現場提案型研究では2千万円を超えて申請した場合は審査で不利になりますか。

A 1 3. 各々の研究タイプで、3千5百万円、2千万円を超えて申請したとしても、それが研究計画に沿って精査されたものであり、かつ、その経費が必要である理由が明確であれば審査上不利にはなりません。

なお、この場合は、応募書類の様式3の該当箇所にその理由を明確に記載して提出して下さい。

(経理関係について)

Q 1 4. 2年目から研究を実施する共同機関について、研究開始初年度において開催される研究推進会議の参加旅費を計上することは可能ですか。

A 1 4. 研究を実施しない年度について経費を計上することは認められません。このような場合は、中核機関の研究員等旅費に計上し、中核機関から共同研究者へ支払うようにして下さい。

Q 1 5. 当該事業の成果発表のため、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費は直接経費に計上することは可能ですか。

A 1 5. 当該事業の成果発表であっても、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費については、直接経費として認められません。

Q 1 6. 国からの交付金で人件費を負担している職員について、当該事業に従事する時間分の人件費を間接経費に計上することは可能ですか。

A 1 6. 国からの交付金で人件費を負担している職員の人件費については、直接経費及び間接経費にかかわらず、当事業費として認められません。

Q 1 7 . 人件費、賃金について決められた単価はありますか。

A 1 7 . 当方において定めた単価はありませんので、応募機関において定められた人件費等の単価に基づき計上して下さい。ただし、高額の場合、査定対象となる場合があります。

(応募書類の作成について)

Q 1 8 . 様式 5 (経理事務体制について) は共同研究グループの全機関分を作成するのでしょうか

A 1 8 . 中核機関分のみ作成ください。